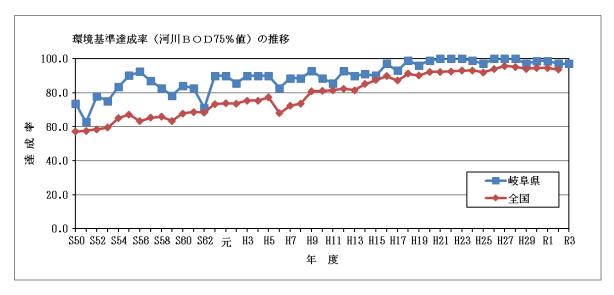
水質の環境基準達成状況概要 (令和3年度)

水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づき、県は昭和 46 年度から県内公共用水域における 水質汚濁の状況を常時監視しています。令和 3 年度は、環境基準の水域類型をしている 7 本川 44 支川を中心に、河川で 123 地点、湖沼で 3 地点において水質調査を実施しました。

全シアン、カドミウム等の人の健康の保護に関する項目(27 項目)については、96 地点で採水し分析した結果、すべての地点で環境基準を達成・維持していました。

pH (水素イオン濃度)、DO (溶存酸素量) 等の生活環境の保全に関する項目 (5項目) については、類型ごとに基準が定められています。令和3年度の環境基準適合率 (総検体数に占める適合検体の割合) は87.1%でした。

水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) でみると、地点ごとに 75% 評価 (年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足する か否かによる評価) で判定しますが、令和 3 年度における BOD の達成率は 97.1%で、令和 2 年度の全国河川の達成率 93.5%を上回っています。



備考) 県環境管理課調べ